

# 第4回 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会

---

日時：平成23年3月22日(火)15:00~15:30

場所：工業技術センター 2階 第1研修室

---

## 会 次 第

1 開 会

2 協 議

- (1) 来年度の協議会体制について
  - ・協議会設置要綱改正
  - ・委員改選について
- (2) 23年度の協議会計画案
- (3) その他意見交換

3 閉 会

## 木質バイオマスエネルギー利用促進協議会 H22委員

### 協議会 検討課題

「流通の安定化」 「需給調整」 「グリーン熱」

WG	H22検討課題	部 門	所 属	役職・氏名	備考
供給	「ペレットの品質・規格について」	森林組合等	高知県森林組合連合会	事業部部長 相良康磨	
		林地残材収集	NPO法人土佐の森・救援隊	事務局長 中嶋 健造	
		チップ製造	丸和林業(株)	代表取締役 北岡 幸一	
		ペレット製造(全木)	(株)ゆすはらペレット	禰原町森林組合参事 中越 薫	
		ペレット製造(ホワイト)	須崎燃料(有)	代表取締役 吉村一博	
利用	「燃焼灰の再生利用について」	流通・販売	JA全農こうち	農業機械課長 西内高太郎	
		ボイラー製造	(株)相愛	社長付 福田雄治	
		ボイラー販売	(株)アクテス	代表取締役 小松建紀	
		利用者(農業)	四万十農業協同組合	営農推進課長 国広純一	
		利用者(その他)	望月製紙(株)	代表取締役 森澤良水	
学識経験者		高知工科大学	地域連携機構 地域活性化研究室	特任教授 松村勝喜	

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会規約</p> <p>(目的)                      第1条 高知県産木質バイオマスエネルギーの利用を拡大することにより、地域環境の保全と産業の振興をはかることを目的として、課題を出し合い、対応策を協議するため、「高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。                      (所掌事項)                      第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。                      (1) 木質バイオマスエネルギーの供給に関する事項                      (2) 木質バイオマスエネルギーの利用に関する事項                      (3) 木質バイオマスエネルギーの経済性確立に関する事項                      (4) その他県内の木質バイオマスエネルギーに関する事項                      (部会の設置)                      第3条 協議会内には供給部会と利用部会を設置する。                      (委員及び組織)                      第4条 協議会の委員は、供給部会と利用部会から選出されたそれぞれ5名以内の幹事に加え、学識経験者数名をもって構成する。                      (委員の任期)                      第5条 委員の任期は、<u>2年間</u>とする。                      (会長及び副会長の選任)                      第6条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。                      2 会長及び副会長は委員の互選により定める。                      (会長及び副会長の職務)                      第7条 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。                      2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長の職務を行う。                      (会議)                      第8条 協議会の招集は会長が招集し、会議の議長となる。                      2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。                      (庶務)                      第9条 協議会の庶務は、高知県林業振興・環境部木材産業課で行う。                      (その他)                      第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮り定める。</p> <p>附則                      1 この要綱は、平成22年6月4日から施行する。                      2 この要綱は、平成23年3月31日をもって効力を失う。                      3 この規約は、平成23年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会設置要綱</p> <p>(目的)                      第1条 高知県産木質バイオマスエネルギーの利用を拡大することにより、地域環境の保全と産業の振興をはかることを目的として、課題を出し合い、対応策を協議するため、「高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。                      (所掌事項)                      第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。                      (1) 木質バイオマスエネルギーの供給に関する事項                      (2) 木質バイオマスエネルギーの利用に関する事項                      (3) 木質バイオマスエネルギーの経済性確立に関する事項                      (4) その他県内の木質バイオマスエネルギーに関する事項                      (部会の設置)                      第3条 協議会内には供給部会と利用部会を設置する。                      (委員及び組織)                      第4条 協議会の委員は、供給部会と利用部会から選出されたそれぞれ5名以内の幹事に加え、学識経験者をもって構成する。                      (委員の任期)                      第5条 委員の任期は、<u>平成23年3月31日まで</u>とする。                      (会長及び副会長の選任)                      第6条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。                      2 会長及び副会長は委員の互選により定める。                      (会長及び副会長の職務)                      第7条 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。                      2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長の職務を行う。                      (会議)                      第8条 協議会の招集は会長が招集し、会議の議長となる。                      2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。                      (庶務)                      第9条 協議会の庶務は、高知県林業振興・環境部木材産業課で行う。                      (その他)                      第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮り定める。</p> <p>附則                      1 この要綱は、平成22年6月4日から施行する。                      2 この要綱は、平成23年3月31日をもって効力を失う。</p>

## 高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会規約

### (目的)

第1条 高知県産木質バイオマスエネルギーの利用を拡大することにより、地域環境の保全と産業の振興をはかることを目的として、課題を出し合い、対応策を協議するため、「高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 木質バイオマスエネルギーの供給に関する事項
- (2) 木質バイオマスエネルギーの利用に関する事項
- (3) 木質バイオマスエネルギーの経済性確立に関する事項
- (4) その他県内の木質バイオマスエネルギーに関する事項

### (部会の設置)

第3条 協議会内には供給部会と利用部会を設置する。

### (委員及び組織)

第4条 協議会の委員は、供給部会と利用部会から選出されたそれぞれ5名以内の幹事に加え、学識経験者数名をもって構成する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。

### (会長及び副会長の選任)

第6条 協議会には、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

### (会長及び副会長の職務)

第7条 会長は協議会を代表し、協議会の会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は会長の職務を行う。

### (会議)

第8条 協議会の招集は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、高知県林業振興・環境部木材産業課で行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会に諮り定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成22年6月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日をもって効力を失う。
- 3 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

## 木質バイオマスエネルギー利用促進協議会 H23委員

メーリングリストで委員立候補者、推薦者を募集(H23 3月末～4月15日) 下記各部門で1名程度(各部会5名以内)、学識経験者2名程度。複数候補が出た場合は協議会会員の投票により決定。候補が出ない場合は事務局から会員に依頼します。

WG	H22検討課題	部門	候補者	役職・氏名	備考
供給	「ペレットの品質・規格について」	森林組合等 (木材供給事業者)			
		燃料製造事業者 (ペレット、チップ、薪)			
利用	「燃焼灰の再生利用について」	流通・燃料販売			
		ボイラー製造・販売			
		利用者(農業・その他)			
学識経験者					

現在、メーリングリストに登録していただいているメンバーは「木質バイオマスエネルギー利用促進ネットワークメンバー」としてはいますが、次年度以降は登録メンバー＝協議会会員とし、会員は供給部会、利用部会のいずれか(または両方)にご加入いただきますようお願いいたします。

## 木質バイオマスエネルギー利用促進協議会開催計画案(H23)

### H23 の主な検討課題

- 委員会：「ビジネスモデルの検討」コスト分析、県内の情報の集約、関連機器開発 等  
「グリーン熱証書」グリーン熱証書発行事業の運営や今後の協議会体制について  
供給部会：「ペレット、チップ、薪等バイオマス燃料の品質、供給量確保について」  
利用部会：「木質バイオマス燃焼灰処理・再生利用指針策定に向けた情報交換」

	供給	利用
部会(4月末) ※両部会同時開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今年度事業のスケジュールについて 木材加工流通施設整備事業・木質バイオマスエネルギー利用促進事業 グリーン熱証書発行事業（計測器設置先の検討） 燃焼灰処理・再生利用指針策定事業 他</li> <li>■幹事（供給5名・利用5名程度）選出 （事前にメーリングリストで立候補、推薦を募る予定）</li> </ul>	
委員会(5月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■グリーン熱証書発行事業について （証書発行業務の運営方法、事務局候補、収益の還元について）</li> <li>■ビジネスモデル検討について（各段階の課題整理）</li> </ul>	
勉強会(7月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バイオマスエネルギー、地域振興関係等の専門家を招致して勉強会を開催</li> </ul>	
委員会(8月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■23年度の協議会事務局体制について （グリーン熱証書の運営など）</li> <li>■ビジネスモデル検討について （各段階の検討経緯を分析）</li> <li>■来年度事業に向けて意見交換</li> </ul>	
部会(10月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生産・受注状況について</li> <li>■ペレットの品質分析について</li> <li>■チップ、薪の品質管理について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ボイラーの導入設置状況</li> <li>■燃焼灰の再生利用について （堆肥副資材、石灰資材代替等）</li> </ul>
委員会(11月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■両部会検討結果について</li> <li>■23年度の協議会事務局体制の決定</li> <li>■グリーン熱証書発行事業の進捗状況</li> <li>■ビジネスモデル検討について（具体的地域、規模、採算性）</li> <li>■来年度の計画について</li> </ul>	
部会(2月) ※両部会同時開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バイオマス燃料の品質、供給量確保について （とりまとめ）</li> <li>■燃焼灰処理・再生利用指針策定に向けた検討について （とりまとめ）</li> </ul>	
委員会(3月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■22年度の取りまとめ・23年度の課題整理</li> </ul>	

## 高知県グリーン熱証書発行事業について

### ○22～23年度の2年間

高知県単独事業（グリーン熱証書発行事業）を実施

事業目的：木質バイオマス燃料の安定的な供給が難しく、また、従来の化石燃料利用のシステムと比較して利用機器の導入経費、運転経費において価格差があり、安定利用の妨げになっている。木質バイオマスエネルギーを安定的に供給、利用していくために、県内小規模事業者において普及できるコスト差を埋める仕組みづくりが必要である。そこで、環境価値創出のためにかかる追加的な費用を社会全体で負担する仕組みをつくり、木質バイオマスエネルギーの継続的利用、新たな利用拡大へのインセンティブにつなげる。

県内の事業者において、グリーン熱証書の発行を実際に行い、仕組みを検討する。計測器設置やグリーン熱認定申請手数料、その他制度の調査費などを県が負担し、23年度についてはグリーン熱の収益相当分で事業を実施予定。

グリーン熱認証基準（グリーンエネルギー認証センター）より

### 2-3-3 追加性要件

追加性要件を満たすには、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (1) グリーン熱の取引行為が、建設における主要な要素であること。
- (2) グリーン熱の取引行為が、グリーン熱の維持に貢献していること。
- (3) グリーン熱の取引行為が、当該施設以外のグリーン熱の拡大に貢献していること。

### ○24年度以降

高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会において、県内のバイオマス事業者のとりまとめを行い、グリーン熱証書発行による収益を協議会運営経費として「木質バイオマスエネルギーの利用拡大」のために利用。

### (2) 維持費用

#### ■ 燃焼灰の清掃・処理、再生利用費用

バイオマスエネルギーを利用するにあたっては燃焼灰が必ず排出されます。事業活動で排出される燃焼灰は産業廃棄物となり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って処理する必要があります。廃棄物の処理を行うためには、重金属類の検査、廃棄物収集運搬業者への委託費、廃棄物処理業者への委託費と費用が高く利用者の負担になります。

1回あたりの費用概算（燃焼灰1 t）

検査費用	230,000円程度/回
収集運搬費	50,000円/車
処理費用	20,000円/t
計	300,000円/t

#### ■ バイオマス燃料と従前の化石燃料との差額経費（ランニング経費の増加費用）

バイオマス燃料（ペレット）の生産経費 40～60円/kg

重油に換算 →80円～120円/kl

ランニングコストが割高になることにより、利用継続が難しい。

現状では、供給者（バイオマス燃料製造者）がコスト負担をしている場合が多い。

### (3) 普及拡大

#### ■ 県内の新規ボイラーやグリーン熱計測機器の設置費用支援

バイオマスエネルギーの利用拡大を図るために、新規ボイラーの設置支援を行うための費用。

また、バイオマスエネルギー利用のコスト差を埋めるためにグリーン熱証書発行を行うための計測器設置支援を行うための費用。